

指 定 地 域 等 現 況 図

(R5. 1. 1現在)

区 分	根 拠	凡 例	指 定 地 域 等
過疎地域	過疎地域の持続的 発展の支援に関する 特別措置法 (R3.19号)		高松市(※旧塩江町)、観音寺市(旧豊浜町)、さぬき市(旧津田町、旧大川町)、東かがわ市、三豊市(旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町)、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町(旧綾上町)、琴平町、まんのう町
山村地域	山村振興法 (S40.64号)		高松市(旧塩江町)、観音寺市(五郷)、さぬき市(多和)、東かがわ市(小海、五名、福栄)、綾川町(粉所)、まんのう町(美合、七箇)
離島	離島振興法 (S28.72号)		高松市(木島、女木島、大島)、丸亀市(本島、広島、手島、小手島、牛島)、坂出市(与島、小与島、岩黒島、櫃石島)、観音寺市(伊吹島)、三豊市(栗島、志々島)、土庄町(小豆島、沖之島、豊島、小農島)、小豆島町(小豆島)、直島町(直島)、屏風島、家島、向島)、多度津町(佐柳島、高見島)
辺地地域	辺地に係る公共的 施設の総合整備の ための財政上の特 別措置等に関する 法律 (S37.88号)		高松市(音沢、女木、木本、物井川、塩江南部)、丸亀市(広島、本島)、坂出市(櫃石島、岩黒島、与島)、観音寺市(伊吹、有木、内野々、海老漁、田野々)、さぬき市(多和)、東かがわ市(五名水主)、三豊市(長野、粟島、入種上、箱別所)、土庄町(大部、豊島、二海、北浦、大輝、瀬崎、土庄)、小豆島町(西村、吉江、堀越、田浦、坂手、橋、岩谷、当浜、福田、吉田、安田、苗羽、草壁、中山、二生、東浦、三都、池田、蒲生)、三木町(山南)、直島町(宮ノ浦、本村)、綾川町(柏原、新名、猿飼、西分南部)、多度津町(佐柳島)、まんのう町(勝川、川奥、塩入、木目)
農産地域	農村地域への産業の 導入の促進等に関する 法律(S46.112号)		観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、綾川町、まんのう町
定住自立圏	定住自立圏構想 推進要綱 (H20.総務事務 次官通知)		瀬戸内中讃定住自立圏 (丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町、H23.7.1 丸亀市中心市宣言、H24.4.19 協定締結、H24.11.26 共生ビジョン(第1次)、H29.3.28(第2次)策定)
連携中枢都市圏	地方自治法 (S22.67号)		瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、H27.9.4 連携中枢都市宣言、H28.2.16 協約締結、H28.3.31 ビジョン策定)

*特定市町村の区域 (R3.4.1~R9.3.31)

